

令和5年3月

上野労働基準監督署ニュース



☑ 賃金のデジタル払いが可能になります！

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には厚生労働大臣が指定した資金移動業者（Pay など）の口座への賃金支払いも認められることとなります。



詳しくはこちら

注意点

- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。導入した事業所においても、全ての労働者の賃金支払い・受け取り方法の変更が必須となるわけではありません。
- 労働者が希望しない場合には、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。
- 賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、その後は銀行口座などで受け取ることにも可能です。

希望する労働者

賃金の一部
資金移動業者口座
(例: 5万円)



残りの賃金
銀行口座など

希望しない労働者

賃金全額
銀行口座など



☑ 「36 協定届」や「就業規則(変更)届」など
労働基準法などの電子申請がさらに便利になりました！

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

 24h			
役所の窓口が しまっても大丈夫	どこからでも申請可能	マイページで 状況をすぐに確認	パソコン上だけで 手続が完了

令和3年4月1日から、電子署名・電子証明書が不要になっています。
令和5年2月27日から、一年単位の変形労働時間制に関する協定届の
本社一括届出が開始されました。
令和5年2月27日から、受付印が付いた控えを
ダウンロードできる手続きが、27の届出・申請等
に拡大されました(就業規則、賃金規則等の別規則、
一年単位の変形労働時間制に関する協定届添付の
年間カレンダー等にも押印できます。)
令和5年2月27日から36協定届のエラーチェ
ック機能が拡充されました。



詳しくは厚生労働省ホームページへ



☑ 「委託状況届」は4月30日までに提出してください。



家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、本年は5月1日(月)までに忘れずに提出してください。

詳しくは東京労働局ホームページ内で

家内労働「委託状況届」の提出	検索
----------------	----

